

復興基本方針の骨子について修正案

P.1

1 基本的考え方

(ix) を追加

障害者の自立・社会参加の推進を踏まえた共に支え合う災害に強い街づくりを目指す。

P.3 5 復興施策

(ii) を修正

高齢者や弱者子ども、妊婦、障害者などに配慮したコンパクトな街づくり、公共交通、暮らしやすさや防犯、景観・・・

P.2 3 対象施策について

【3番目に項目を追加】

被災地の復旧復興に資する、全国的な風評被害等への対応や経済活力の向上など、全国的な課題に対応すべき施策

P.2 ② 使い勝手のよい交付金等

-(i)- 番号のみトル

P.3 -(ii)-③ 復興基金の創設

地域において、基金設置 (取り崩し型) 等により、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施が可能となる資金を確保できるよう、必要な支援を実施。

P.3 (2) 民間の力による復興

(二行目) 具体的には、レベニュー債の発行など、民間の資金・ノウハウを活用した・・・

P.5

(災害対応制度の創設)

(ii) を追加

高齢化に伴って要介護者の避難や避難地、被災地での緊急のケアが必要と

なることから「緊急介護支援チーム（仮称）」を創設すること。

(地域の支え合い)

(i) を修正

・・・医療機能の集約・規制緩和・連携等による・・・

P.7

地域経済活動の再生

(企業、産業・技術)

(iv) 東北地方の企業が裨益するインフラ・システムの輸出促進を推進。

風評被害の払拭や日本ブランドの信頼性回復を図るため、国内外向けの製品・產品（農水産品を含む）販売及びその物流円滑化のための放射線測定支援とともに、製品・產品の販路開拓事業を実施。

(観光)

P.8、9

(i) 第一次産業と並ぶ主要産業である観光業について、不評被害防止のための情報発信や観光キャンペーンの強化などにより、国内外の旅行需要を回復、喚起。

P.9 2行目～を修正

・・・自然景観や温泉、「食」、文化、国立公園などの地域の豊かな観光資源を活用したグリーンツーリズム、ヘルツーリズム、エコツーリズムなど東北ならではの観光スタイルを構築。

P.10

(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり

(電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し)

(i) 1行目：製造業の空洞化、海外企業の日本離れを防ぐため、原発の再稼動を含め電力の安定供給を確保。

P.11

今後の災害への備えについて下記項目を追加する

(viii) 災害発生後の迅速な被害把握や防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的な情報共有を図るため、被災者台帳管理システムを含む総合防災情報システムを整備する。

- (ix) 災害時の情報通信手段の確保策の強化。
- (x) 災害時にも活用できる社会保障番号の整備。
- (xi) 災害時の安否確認のため準天頂衛星の活用。
- (xii) 避難所となる学校施設の避難所機能を強化するとともに、再生可能エネルギーの積極的導入を図る。

P.13

(v) を修正

福島県においては、県民の健康管理および調査の実施の継続、放射性物質による汚染を除去する必要があるため、・・・

(vi) を修正

放射線に関する住民の不安の高まりに対応するため、放射線が人に与える影響に関する研究やその除染に関する情報提供や住民とのコミュニケーション活動を継続的に実施するため、大学、研究機関、民間企業等の協力の下、内外の英知を結集する開かれた研究拠点を形成。

項目を (viii) として追加

(viii) 上記のとおりの包括的な施策を現行法の枠組みをとらわれることなく、長期的、体系的、整合的に実施するために特別法を制定する。